

## 財務諸表に対する注記(法人全体用)

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

### 2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・ 満期保有目的の債券等—償却原価法(定額法)
  - ・ 上記以外の有価証券で時価のあるもの—決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・ 有形固定資産及び無形固定資産—定額法
  - ・ リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引の係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引の係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・ 退職給付引当金—神奈川県福利協会の退職共済制度により計算した退職給付引当金を計上している
  - ・ 賞与引当金—該当なし

### 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 4. 法人で採用する退職給付制度

神奈川県福利協会の主宰する退職共済制度  
福祉医療機構による退職手当共済制度

### 5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)  
当法人では公益事業、収益事業を実施していないため省略
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)  
当法人では、収益事業を実施していないため省略
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容  
当法人ではサービス区分を設けていないため省略

### 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	137,744,850	0	0	137,744,850
建物	114,980,489	0	2,846,835	112,133,654
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
投資有価証券	0	0	0	0
合計	253,725,339	0	2,846,835	250,878,504

### 7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	124,265,538円
建物(基本財産)	112,133,654円
計	236,399,192円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	6,120,000円	福祉医療機構
設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	7,250,000円	神奈川県社協
計	13,370,000円	

## 財務諸表に対する注記(本部拠点区分用)

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等—償却原価法(定額法)
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・有形固定資産及び無形固定資産—定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引の係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引の係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金—該当なし
  - ・賞与引当金—該当なし

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

該当なし

### 4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- 当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
- (1) 本部拠点財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
  - (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)  
サービス区分を設けていないため省略
  - (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)は省略している。  
サービス区分を設けていないため省略

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	13,479,312	0	0	13,479,312
建物	0	0	0	0
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	13,479,312	0	0	13,479,312

### 6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7. 担保に供している資産

担保に供されている資産  
該当なし

担保している債務の種類及び金額  
該当なし

### 8. 固定資産の所得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

貸借対照表参照

### 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

該当なし

### 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

### 11. 重要な後発事象

該当なし

### 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 財務諸表に対する注記(報徳保育園拠点区分用)

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・ 満期保有目的の債券等—償却原価法(定額法)
  - ・ 上記以外の有価証券で時価のあるもの—決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・ 有形固定資産及び無形固定資産—定額法
  - ・ リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・ 退職給付引当金— 神奈川県福利協会の退職共済制度により計算した退職給付引当金を計上している
  - ・ 賞与引当金—該当なし

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

神奈川県福利協会の主宰する退職共済制度  
福祉医療機構による退職手当共済制度

### 4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 報徳保育園拠点財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)  
サービス区分を設けていないため省略
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)は省略している。  
サービス区分を設けていないため省略

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	124,265,538	0	0	124,265,538
建物	114,980,489	0	2,846,835	112,133,654
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
投資有価証券	0	0	0	0
合計	240,246,027	0	2,846,835	237,399,192

### 6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	124,265,538円
建物(基本財産)	112,133,654円
計	236,399,192円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	6,120,000円	福祉医療機構
設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	7,250,000円	神奈川県社協
計	13,370,000円	

### 8. 固定資産の所得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

貸借対照表参照

### 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

該当なし

### 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

### 11. 重要な後発事象

該当なし

### 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし